

# 湯川村自立計画

前期 - 1

～ 行財政改革への取り組み～

平成17年4月



湯川村

## 目 次

### はじめに

#### ．自立計画の基本的な考え方

- 1．自立までの背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2．自立計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

#### ．村の現状と課題

- 1．人口推移と少子高齢化・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 2．行政サービスの水準・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
  - ( 1 ) 性質別経費による比較・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
  - ( 2 ) 公共施設の整備状況による比較・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 3．村の財政状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
  - ( 1 ) 平成 15 年度決算の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
  - ( 2 ) 主な財政指標・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
  - ( 3 ) 決算状況の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
  - ( 4 ) 地方債現在高の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
  - ( 5 ) 財政推計・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
  - ( 6 ) 財政推計のまとめ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10

・ 行財政改革の推進

- 1 . 改革への取り組み . . . . . 1 1
- 2 . 具体的な改革の内容 . . . . . 1 1
  - ( 1 ) 平成 17 年度当初から実施予定のもの . . . . . 1 2
  - ( 2 ) 改革後の財政推計 . . . . . 1 9
  - ( 3 ) 改革後の財政推計のまとめ . . . . . 2 0
  - ( 4 ) 平成 17 年度以降継続して協議予定のもの . . . . . 2 1

・ 今後のむらづくりの方向性

- 1 . 村民との協働 . . . . . 2 8
- 2 . 住民への情報公開 . . . . . 2 8
- 3 . 自立計画の見直し . . . . . 2 9

おわりに

参考資料

- 湯川村自立計画（前期-1）策定に係る経過資料等 . . . . . 3 0

## はじめに

本村は、昨年4月1日に、法定合併協議会を立ち上げ、7ヶ月、計7回に亘り、合併後の新市のあり方である新市建設計画や合併後の事務事業のあり方となる合併協定書協定項目について、真摯に協議し、取り組んでまいりました。

しかしながら、昨年10月に開催した集落説明会や各種団体との懇談会、さらに議会や合併問題調査会との協議や懇談の中で、合併について不安視する声や時期尚早とする意見が多くあり、一度立ち止まり再考すべきという多くの村民の声を大切にしたいという考えから、11月に開催されました第8回協議会において、断腸の思いで合併協議会からの離脱を表明し、承認をいただきました。

当面は自立の道を歩んでいくこととなりますが、選択した道は決して平坦なものではありません。今後は、国が推進している三位一体の改革、さらに、地方分権に対応できる強固な行財政基盤を持ちえた基礎的自治体を構築していくことが肝要と考えられ、今後とも厳しさを増すと思われる財政状況を乗り越えていくため、様々な分野で今までの常識や感覚にとらわれない改革や削減が必要であり、新たな財源の確保も必要と考えられます。

今般策定しました自立計画(前期-1)は、庁内に助役を筆頭とした各課長レベルで構成される「自立計画策定委員会」を設け、その下に主幹、係長レベルでの自立計画策定委員会幹事会を設けながら職員一丸となって策定したものであり、民意反映のため、集落懇談会や村長が出向いての懇談会、議会との懇談などの機会を通して村民の皆さんの意見や提案を取り入れるべく進めてまいりました。計画は行政だけでは実現が困難なものもあり、行政としてスリム化していかなければならないことは当然ではありますが、村民の皆さんにもご協力、ご理解をいただかねければならない事柄もあります。これからは、村民と行政とが、ともに汗を流し、英知を結集しながら、協働の精神による「明るく元気な村」を築き、様々な機会を通して村民の皆さんと対話していくことを心がけ、民意を尊重していきたいと考えております。

湯川村はわずか三千七百人ほどの人口であります。「村民の一人ひとりの顔がみえる村」を目指して、さらにまい進していく所存でありますので、どうぞよろしくお願いいたします。

平成十七年四月

湯川村長 大塚節雄

## ・ 自立計画の基本的な考え方

## 1．自立までの背景

村は、平成 15 年 8 月 8 日に、会津若松市と河東町との任意の合併協議会を設置し、新市合併ビジョンを策定し、合併についてさらに協議していく必要があるとのことから、平成 16 年 4 月 1 日に、法定合併協議会を立ち上げ、合併後の新市の未来像となる新市建設計画や合併後の事務事業のあり方について協議してまいりました。

しかし、昨年 10 月に開催した集落説明会や議会・各種団体との懇談会、さらに全村民に対する意見書の意見の結果、合併についての疑問や不安、時期尚早との声が多くあり、自立することを選択しました。

村としては、合併を推進していく立場から、突然の離脱を表明し、一転して自立の道を歩むことを判断しましたが、2 月に開催しました集落座談会においては、自立を選択したことや今後の村の将来像、行財政の状況等について不安を抱く意見がありました。このようなことから、住民の方々にご理解とご協力をいただき、安心して暮らしていただくために、いち早く自立計画を策定し、説明責任を果たさなければならないとの考えから、今般「湯川村自立計画（前期-1）」を策定したところです。

## 2．自立計画の位置づけ

本村においては、周辺町村と同様に少子高齢化社会が進行し、また、今後は厳しい財政運営を強いられることが予想されます。

国では地方分権推進という観点から、新しい合併特例法において、今後も継続した合併推進が予想され、また、県においても平成 17 年度以降は、国が示す「市町村の合併を推進するための基本指針」に基づき、構想対象市町村に対して合併協議会設置の勧告ができることとされております。

このような背景下、自立を選択した村としては、次の合併も視野に入れながら、それまで確固たる行財政基盤を確立していくことが賢明であるとの考えであります。

今後は、地方分権の推進、さらには、国・県を通じた厳しい財政状況が予想される中、合併を選択せずに自立を目指した村が、将来に亘って活力ある地域であり続けるために、先人が培ってきた潜在力や、会津盆地の中央という地の利を活かしながら、将来に向けて安心して暮らせる地域を目指すことが重要であると考えられます。

そのため、安定した行財政基盤を現時点から確立し、徹底した内部管理経費の削減と、受益と負担公平の視点に立ち、住民サービスの向上に、より一層努力していただく必要があります。

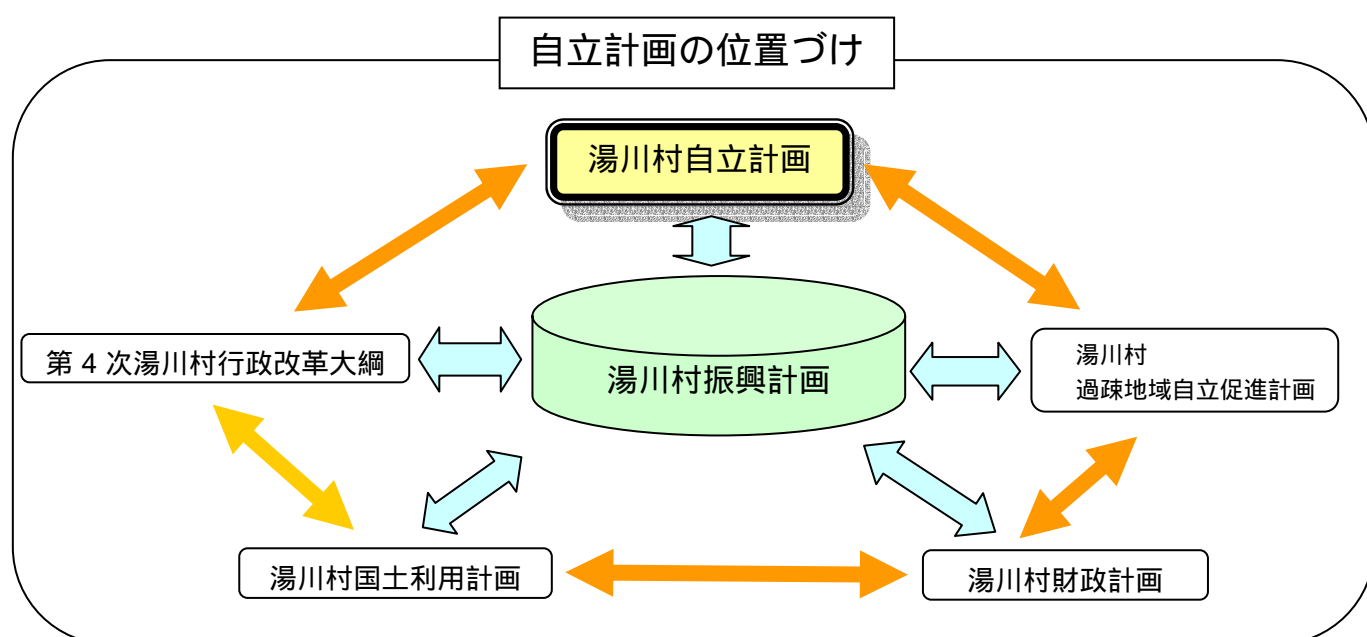
そこで、平成 17 年度を「自立元年」と位置づけ、すべての事務事業を見直すことといたします。

なお、自立計画は、前期 5 カ年、後期 5 カ年の計 10 カ年に亘る計画であり、今回は前期 -1 として、主に平成 17 年度から直ちに実施していく事項を掲げております。住民サービスに直接的に関わることについては十分に時間をかけて協議し、平成 18 年度以降を目途に実施していくこととしております。

### 【計画策定における着眼事項】

- ・徹底した内部管理経費の削減を行います。
- ・職員間の連携強化と能力の向上を図っていきます。
- ・職員自らで対応できるものは積極的に実施していきます。
- ・常に住民の目線に立って考え、住民ニーズを的確に把握し、対応していきます。
- ・職員定数を削減し、少数の職員でも行政需要に柔軟に対応できる組織機構の見直しを実施していきます。
- ・民間でできることはできるだけ民間に委託していきます。
- ・事務事業については、制度、体制の見直しを行い、統合や廃止できるものがないか精査していきます。
- ・補助金や各種事業については、行政の関与のあり方、または費用対効果等の面で効果は十分か検証していきます。
- ・受益と負担の公平について検証していきます。
- ・自主財源の確保に努めていきます。

自立計画は、村の基本構想や基本計画、将来ビジョンを掲げた振興計画とは異なります。あくまで行財政の改革に重点をおき、行政のスリム化と住民の受益と負担の公平を図ることを目的としたものです。しかし、最上位計画である第3次湯川村振興計画、また、過疎地域自立促進計画（後期）や財政計画、さらに第4次湯川村行政改革大綱等、村の各計画との整合性を図ることも必要であり、平成17年度に策定する第4次湯川村振興計画も考慮しながら策定していくものであります。



## 湯川村自立計画のイメージ

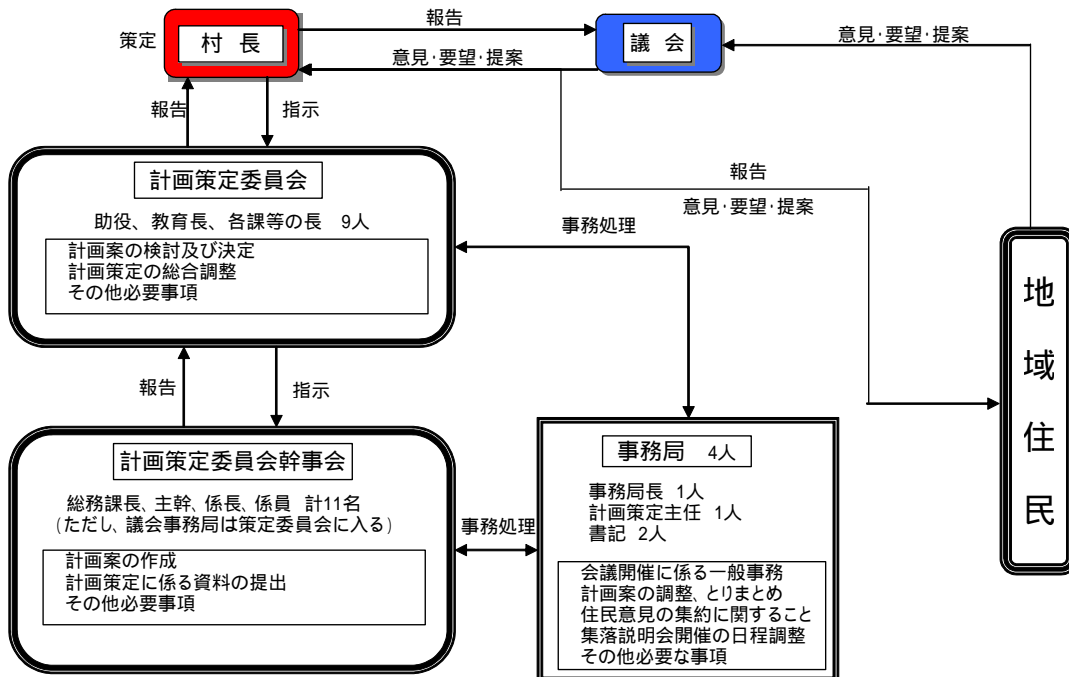
- ・ 厳しい財政状況
- ・ 住民ニーズの多様化
- ・ 少子高齢化

- ・ 行政の努力
- ・ 住民の協力

- ・ 行政のスリム化
- ・ 受益と負担の公平
- ・ 安定した行財政基盤の確立
- ・ 住民の福祉の向上

湯川村自立計画

## 湯川村自立計画策定に係る組織図

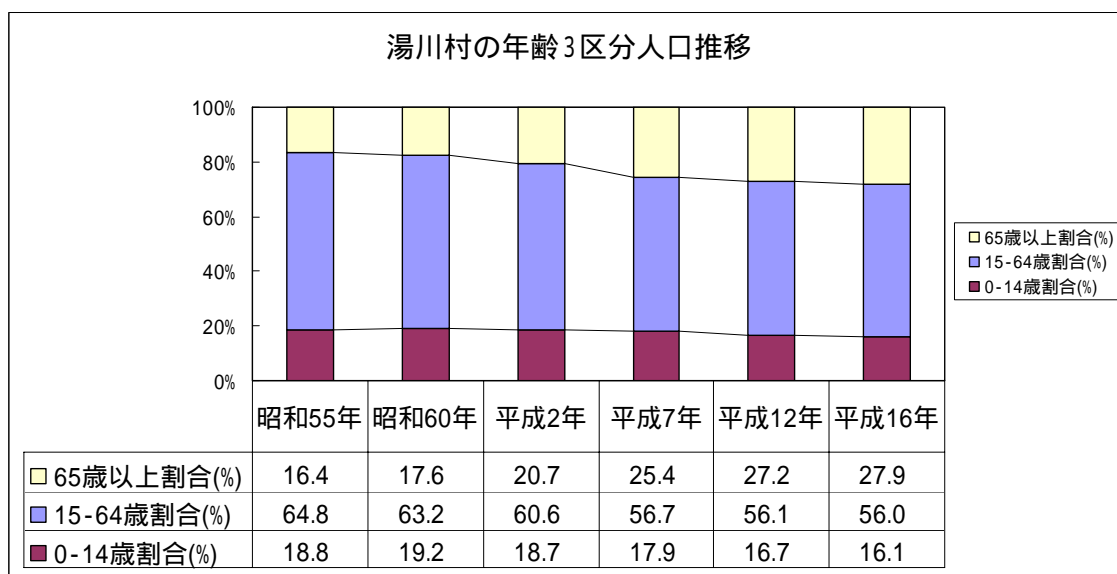
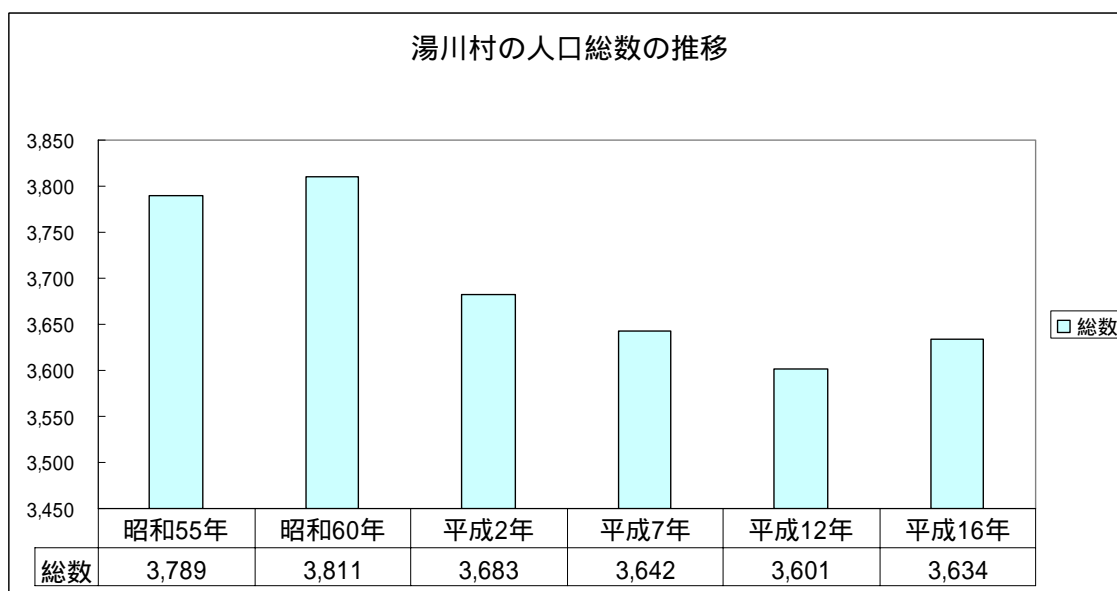


## . 村の現状と課題

## 1. 人口推移と少子高齢化

村の人口は、昭和55年には3,789人であり、平成7年には3,642人、平成12年には3,601人と年々減少しましたが、ここ数年は横ばいの状態であり、平成16年には3,634人と若干増加しています。このことは、これまで村が過疎対策事業として宅地造成事業を実施し、現住人口の増加を図ってきた成果の表れと言えます。また、高齢化については進行している状況であり、平成2年の65歳以上の人口割合は20.7%でありましたが、平成16年には27.9%となっています。

このようなことから、今後は若者が定住するような住みやすく魅力のある地域の構築をめざし、活力あるむらづくりを形成し、また、元気な高齢者となっていただくための健康づくり事業と生きがいを持てるような生涯学習にも重点をおいて事業を展開していくことが大切であります。



資料：国勢調査（ただし、H16：福島県の推計人口 H17.1.1 現在より）

## 2. 行政サービスの水準

### (1) 性質別経費による比較

類似団体(人口規模・産業構造が類似する町村[I-1の83団体])と比較した歳出の状況を平成14年度決算額で示します。

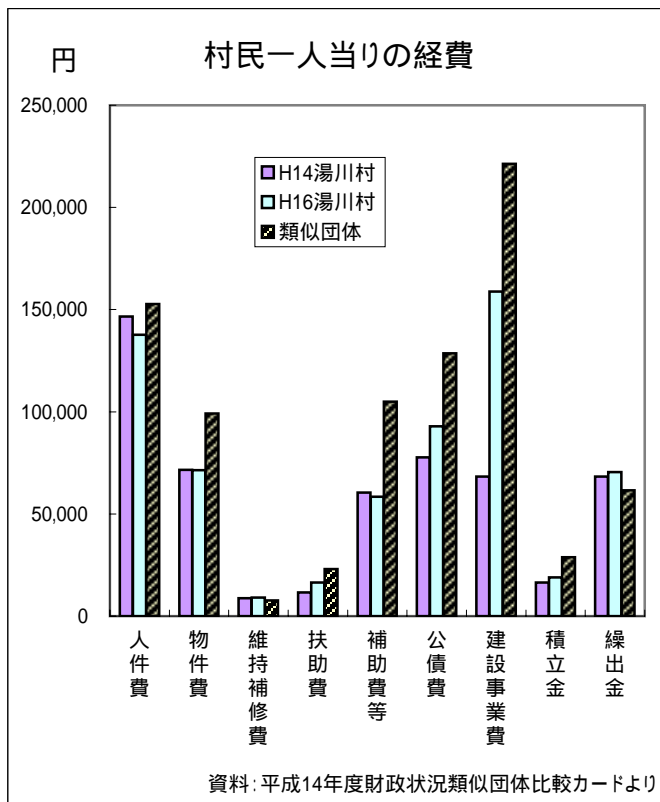
性質別の経費で比較した場合、維持補修費と繰り出し金以外は、類似団体を下回っており、特に、建設事業費では、類団が本村の約2.3倍となっています。これは、当該年度に大型建設事業が少なかったためと考えられます。

類似団体とは、人口構造や産業構造、行財政の状況が類似している全国の団体を類型ごとに分類したものであります。  
 なお、本村は、町村型類型 1に分類され、95団体が該当されています。

#### [平成14年度住民一人当たりの経費]

単位:円

主な経費	湯川村		類似団体
	H14決算	H16決算見込 (参考)	
人件費	146,694	137,726	152,700
物件費	71,564	71,417	99,196
維持補修費	8,840	9,043	7,625
扶助費	11,668	16,524	22,977
補助費等	60,527	58,451	104,925
公債費	77,688	92,884	128,616
建設事業費	68,364	158,773	221,310
積立金	16,418	18,875	28,787
繰出金	68,269	70,439	61,483

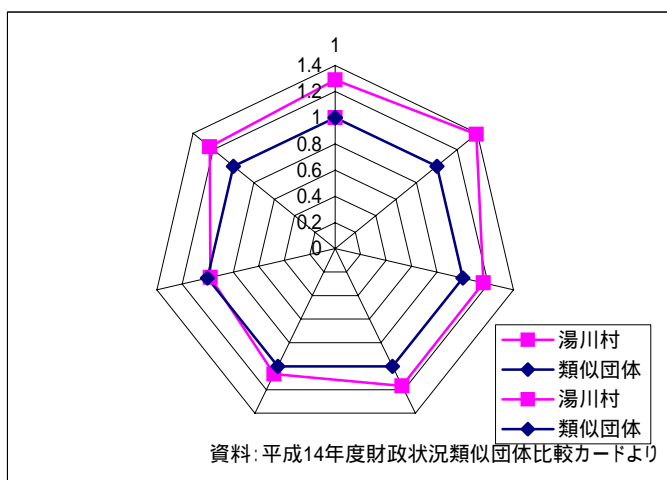


### (2) 公共施設の整備状況による比較

行政サービスの水準について、公共施設の整備状況を類似団体と比較すると、保育所幼稚園充足率以外は、同等か上回っている状況です。このことは、村の各計画等に沿って、インフラ整備を図ってきた結果と言えます。

#### [平成14年度公共施設状況調査]

項目	湯川村	類似団体
道路改良率(%)	63.3	49.2
道路舗装率(%)	91.5	66.0
上水道等普及率(%)	98.4	84.8
下水道普及率(%)	40.6	34.8
し尿衛生処理率(%)	98.0	92.1
公私立保育所幼稚園充足率(%)	152.9	156.5
公立体育館延面積(m <sup>2</sup> /人口千人当り)	532.7	431.4



以上のように、本村は、住民サービスの向上に努力してきた結果であり、類似団体と比較した場合、比較的高いサービス水準に到達しています。しかし、現在の歳入状況の中では、この水準をこのまま維持していくことが困難になりつつあります。

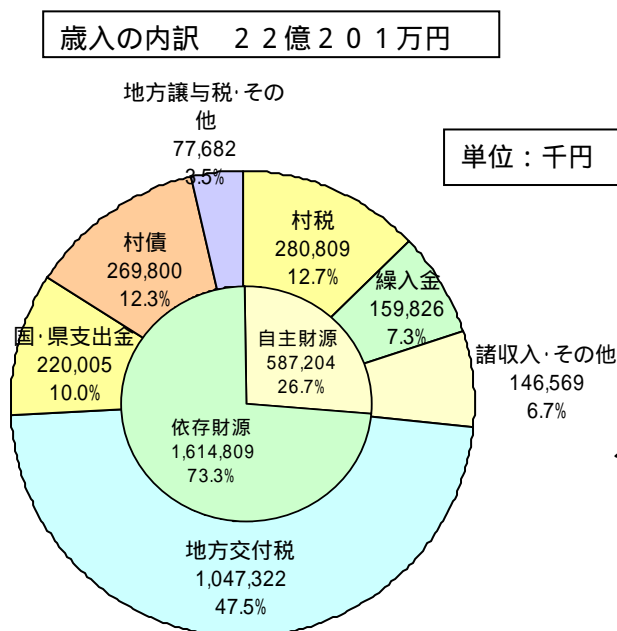
### 3. 村の財政状況

現在、湯川村の財政状況は、国、県、他市町村と同様に、長引く景気の低迷の影響を受け、税収の伸び悩みや地方交付税制度の見直し、三位一体の改革による交付額の減少により、非常に厳しい財政状況になっています。

また、かつてのような高い経済成長率に依存した税収の伸びが期待できない中で、扶助費の増大や住民ニーズの多様化などにより、財政構造について思い切った見直しをしなければ、「歳出」と「歳入」の差は年々拡大していく状況にあります。

このような厳しい財政状況に対応するためには、地方分権にふさわしい簡素で効率的な行政システムの確立を目指し、「行政改革」「財政改革」を行わない限り、収支のバランスをとっていくことは困難な状況であります。

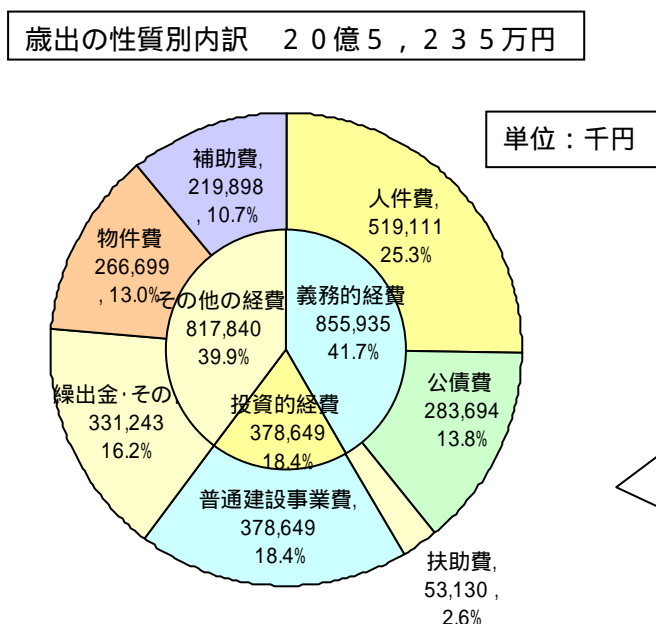
#### (1) 平成15年度決算の状況



歳入においては、地方交付税の割合が47.5%であり、歳入総額の約半分を占めており、過疎債などの村債や国・県支出金などと合わせた依存財源の割合が73.3%となっています。村税などの自主財源は26.7%という低い割合となっています。

#### 【村税の内訳】

- ・村民税 96,381千円 (34.3%)
- ・固定資産税 150,927千円 (53.7%)
- ・軽自動車税 7,291千円 (2.6%)
- ・たばこ税 26,210千円 (9.4%)



歳出については、人件費の割合が25.3%と、歳出割合の一番多くを占めており、自治体において必ず支出が必要となる義務的経費の割合は41.7%となっています。また、近年は扶助費の割合が増加している状況にあります。

#### 【扶助費とは】

生活保護法、児童福祉法、老人福祉法等に基づき、被扶助者に対してその生活を維持するために支出される経費を指します。

- (例) 医療費助成(重度身障者・乳幼児等) 児童手当、身体障害者保護費、在宅老人介護手当、紙オムツ給付費等

## ( 2 ) 主な財政指標 (平成 15 年度決算ベース)

財政力指数	0.230 (1.0 以上であれば国から交付税の交付を受けなくても行政サービスを提供できる団体となります)
経常収支比率	79.8% (村の財政に余裕があるかないかを測る指標であり、町村にあっては 70%が妥当とされており、数値が大きいほど弾力性に欠けるとされています)
公債費比率	8.8% (村の借金返済のお金が一般財源に占める割合)
起債制限比率	4.3% (一定の%以上になると国からの借入れができなくなり、一般的に 15%を超えると黄色信号、20%を超えると一部の地方債の許可が受けられなくなります)

財政力指数は、平成 7 年度 0.166、平成 10 年度 0.190 でありましたが、工業団地造成による企業誘致や住宅団地の分譲により村税が伸び、平成 15 年度には 0.230 となりました。しかし、依然として低水準の域を脱していません。

経常収支比率は、79.8%と H14 と比較して 0.4 ポイント上昇し、危険ラインとされる 80%に達しようとしています。

公債費比率は、8.8%であり、健全財政の目安とされる 10%を超していない状態であり、起債制限比率は平成 10 年度から 12 年度まで任意の繰上償還を実施してきたことや交付税措置の有利な過疎対策事業債を中心に村債を起こしてきたことなどの理由により年々減少傾向にあります。

## ( 3 ) 決算状況の推移

(単位;千円)

項 目	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度			
								%	%		
歳入	村税	237,725	270,585	263,331	273,651	285,465	276,402	291,957	14.2	280,809	12.7
	地方譲与税・その他	58,163	52,680	67,947	72,708	83,978	85,531	71,168	3.4	77,682	3.5
	地方交付税	1,250,314	1,282,766	1,280,067	1,278,808	1,277,415	1,218,172	1,138,589	55.3	1,047,322	47.5
	国・県支出金	492,972	326,172	291,013	402,878	156,843	158,681	160,269	7.8	220,005	10.0
	繰入金	103,493	65,126	203,086	91,544	117,375	37,133	102,295	5.0	159,826	7.3
	村債	228,200	435,400	269,600	370,700	22,300	115,100	143,000	6.9	269,800	12.3
	諸収入・その他	149,671	128,180	185,861	184,133	160,793	150,400	152,362	7.4	146,569	6.7
	歳入合計	2,520,538	2,560,909	2,560,905	2,674,422	2,104,169	2,041,419	2,059,640	100.0	2,202,013	100.0
	歳出	人件費	521,897	521,548	502,214	517,399	528,437	537,220	544,380	27.6	519,111
物件費		251,184	245,395	272,072	256,301	237,561	250,460	265,574	13.5	266,699	13.0
扶助費		78,617	84,440	81,726	81,451	36,122	40,847	43,300	2.2	53,130	2.6
補助費		239,436	235,406	218,259	244,439	212,906	227,340	224,616	11.4	219,898	10.7
公債費		339,744	351,222	424,917	380,653	377,266	268,411	288,302	14.6	283,694	13.8
投資的経費		745,550	771,736	643,836	807,219	211,094	273,772	253,698	12.9	378,649	18.4
繰出金・その他		252,933	270,773	340,989	289,662	411,961	362,795	351,783	17.8	331,173	16.1
歳出合計		2,429,361	2,480,520	2,484,013	2,577,124	2,015,347	1,960,845	1,971,653	100.0	2,052,354	100.0
単年度収支	91,177	80,389	76,892	97,298	88,822	80,574	87,987		149,659		

歳入においては、村税がここ数年は伸び縮みをしていますが、地方交付税が平成 9 年度をピークに年々大きく減少しているのが際立っている状態です。

歳出においては、人件費の割合が一番多く占めていますが、平成 15 年度は減少しています。普通建設事業費についても、農村総合整備(モデル)事業の事業量が減少したことにより、ピークを過ぎた状態といえます。

(4) 地方債現在高の推移

年度	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16
一般会計(A)	2,386,176	2,572,888	2,501,954	2,338,842	2,048,285	1,980,590	1,895,442	1,934,772	1,798,334
特別会計(B)	82,336	261,324	644,698	1,106,665	1,450,871	1,711,838	1,951,873	2,187,304	2,119,662
うち簡易水道	15,636	13,924	12,098	10,149	8,070	5,852	61,189	111,880	110,703
うち特環公共下水	12,700	100,600	262,100	360,527	574,631	734,136	928,267	1,151,592	1,130,721
うち農業集落排水	54,000	146,800	356,000	479,589	611,770	715,450	707,503	695,121	676,282
うち介護保険	0	0	14,500	256,400	256,400	256,400	254,914	228,711	201,956
計【(A)+(B)】	2,468,512	2,834,212	3,146,652	3,445,507	3,499,156	3,692,428	3,847,315	4,122,076	3,917,996

地方債現在高(村の借金)については、平成16年度末の一般会計と特別会計を合わせた見込額の合計は39億1千8百万円程度となっており、平成15年度と比較した場合、若干減少しています。このことは、平成15年度で農村総合整備(モデル)事業が完了し、一般会計における借入金が増加したことが影響しています。今後は、公共下水道事業関係の償還が平成20年度ごろにピークを迎えることから、借入金については必要最小限にとどめることと、交付税措置が大きい有利な起債を起こしていくことが重要と考えられます。

(5) 財政推計

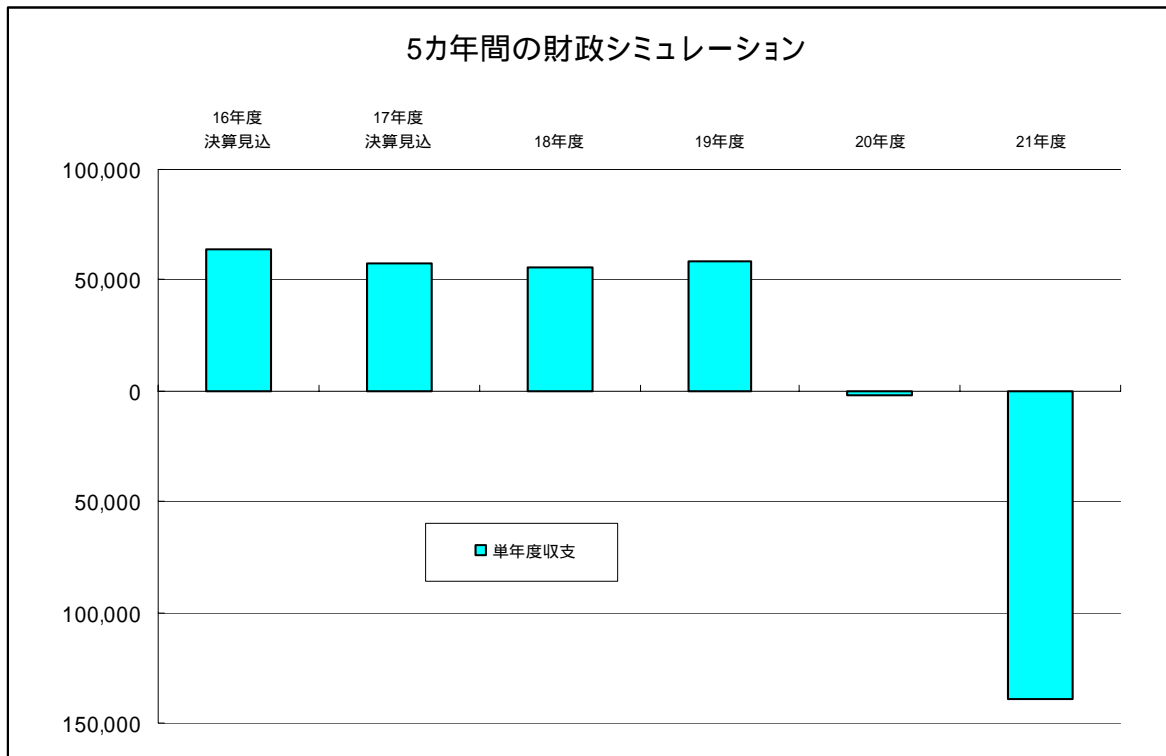
国の経済・財政状況や三位一体の改革における交付税や補助金の削減及び税源移譲などを考慮し、現在の村の制度や住民サービス内容を維持していった場合の推計をしました。

なお、今後の地方財政計画や景気の動向が不透明なため、決してこのとおりに推移するといったものではありませんが、現段階で予想し得ることを盛り込み試算しております。

【現状サービス・事業を継続して実施した場合の財政シミュレーション】

(単位;千円)

項目	16年度 決算見込	17年度 決算見込	18年度	19年度	20年度	21年度
歳入	村税	260,004	252,983	256,213	260,113	260,113
	地方譲与税・その他	82,545	86,341	86,921	87,626	88,463
	地方交付税	1,020,856	986,202	986,202	954,816	927,863
	国・県支出金	191,656	89,127	106,526	128,842	95,264
	繰入金	223,892	190,000	100,000	450,000	100,000
	村債	480,200	126,200	86,500	71,700	284,500
	諸収入・その他	200,993	117,186	110,630	109,164	111,668
	歳入合計	2,460,146	1,848,039	1,732,992	2,062,261	1,867,871
歳出	人件費	513,992	496,755	491,710	493,677	489,772
	物件費	266,528	270,975	271,246	270,703	271,516
	扶助費	61,667	66,656	67,856	69,077	70,321
	補助費	218,139	203,078	202,063	201,052	200,047
	公債費	346,644	301,679	281,707	272,480	301,121
	投資的経費	592,540	144,711	117,703	452,205	308,934
	繰出金・その他	396,745	306,850	244,838	244,694	227,998
	歳出合計	2,396,255	1,790,704	1,677,123	2,003,888	1,869,709
単年度収支	63,891	57,335	55,869	58,373	1,838	
累積赤字	0	0	0	0	1,838	



#### 【財政推計の主な前提条件】

##### 【歳入】

- ・地方税は、今後考えられる税収を見込んでいます。
- ・地方交付税は、H16 決算見込額をベースに H17 を算出し、H18 は H17 と同額、H19 以降はおおよそ 3% で推移するものとしています。
- ・国庫支出金は、過疎計画に掲載されている事業と通常見込まれる国庫支出金に、扶助費増加分の 1/2 (国) 1/4 (県) をそれぞれ加算しています。
- ・繰入金は、基金からの繰入金 (基本的に単年度 1 億円) を見込んでいます。
- ・地方債は、H18 で臨時財政対策債がなくなるものとして推計し、その他の事業借入金をみこんでいます。

##### 【歳出】

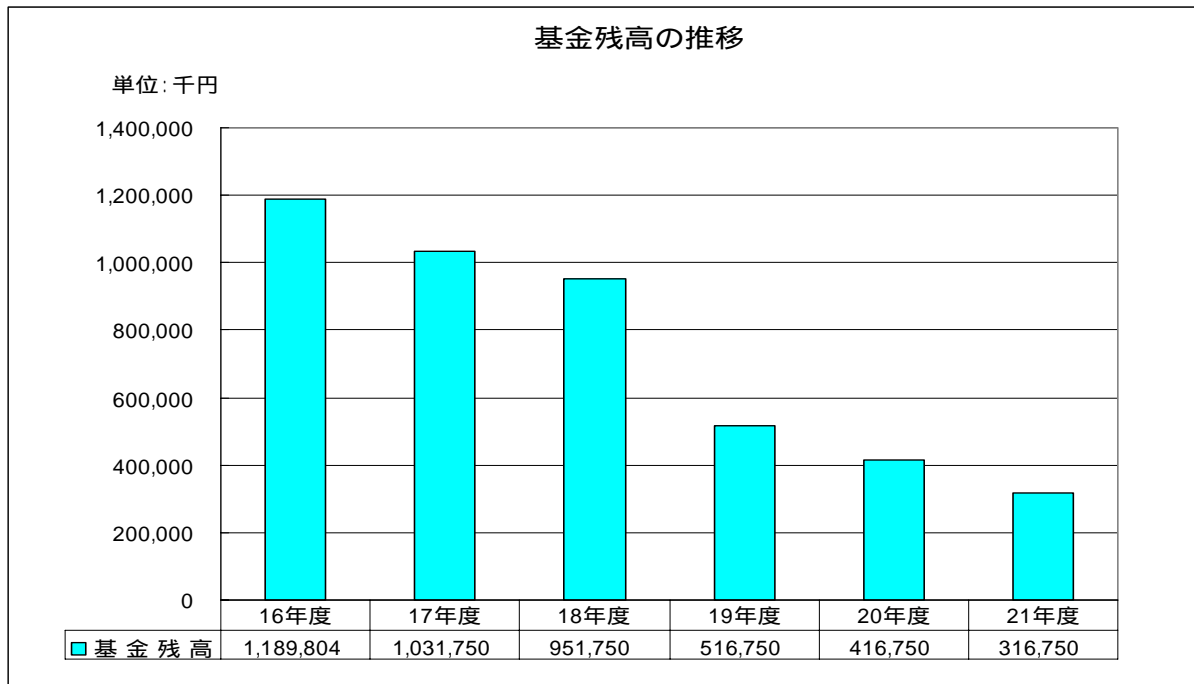
- ・人件費は H19 までは不補充、その後は退職者相当の新規採用職員数を見込み、特別職については、報酬の減額分 (村長： 30%、助役・教育長： 10%) を見込んでいます。
- ・投資的経費は、過疎計画掲載の事業を見込んでいます。

#### 【投資的経費の主な事業】

・村営駐車場整備事業	・ ・ ・ ・ ・	H17	29,345 千円
・村道整備 (笈川踏切部分拡幅) 事業	・ ・ ・ ・ ・	H18・19	100,000 千円
・同上 (勝常・王領線)	・ ・ ・ ・ ・	H20・21	150,000 千円
・庁舎建設事業	・ ・ ・ ・ ・	H18・19	398,282 千円
・道の駅整備事業	・ ・ ・ ・ ・	H20・21	600,000 千円

湯川村過疎地域自立促進計画に掲載されている事業を盛り込んでいます。

## 【基金残高の推移】



### (6) 財政推計のまとめ

財政推計の結果、現状のサービスや計画されている事業を実施した場合、平成20年度には収支不均衡に陥り、単年度決算で赤字となります。さらに、平成21年度までの累積赤字は、1億4千万円ほどとなることが推計の結果予想されます。

また、赤字を埋めるために現在ある基金を取り崩し、繰り入れた場合の基金残高は、平成16年度当初には11億9千万円ほどありましたが、平成21年度には3億2千万円ほどになってしまい、平成22年度以降の行財政運営が困難な状況となってしまいます。

このことは、村税の大幅な増加が見込めない中で、地方交付税制度の改正や三位一体の改革等により、今後も交付額の増額が期待できないことが最大の要因と考えられます。地方交付税は、全国の地方公共団体がナショナルミニマム（標準的なサービスの提供）を達成できるような財源を保障するために国税の一定割合を財政力の弱い地方公共団体に交付する制度ですが、近年の景気低迷の状況から税収そのものが落ち込み、自主財源が少なく、地方交付税への依存度が高い本村のような小規模自治体にとっては、その影響が顕著に現れる状況となっています。

村としては、このような背景の中で、安定した行財政基盤を確立し、安心して暮らせる村を築き上げるため、これまでの感覚にとらわれることなく、あらゆる分野における事務事業の見直しを行うことが急務とされたところであります。

以上のように、何らかの改革をしなければ、収支不均衡に陥り、平成20年度には赤字となってしまいます。平成21年度までの累積では1億4千万円ほどの赤字となり、基金も激減してしまいます。

したがって、直ちに行財政改革に取り組む必要があります。

## ・行財政改革の推進

# 1 . 改革への取り組み

5年間の財政推計の結果、現行の制度、サービスを維持した場合、平成20年度から収支がマイナス(赤字)になることが予想され、今後はいかにして収支不均衡(赤字)を解消していくかが自立していくにあたり最重要課題となります。

主な要因としては、歳入面では税源移譲を上回る地方交付税や国庫補助負担金の減少が大きな要因と考えられます。課税客体の小さい小規模町村では、三位一体改革における税源移譲によるメリットが少ないと考えられます。

歳出面では、平成20年ごろに村債の償還がピークを迎えることや、少子高齢化による扶助費の増加、庁舎や道の駅等の大規模な建設事業等が大きなウエイトを占めていると考えられます。

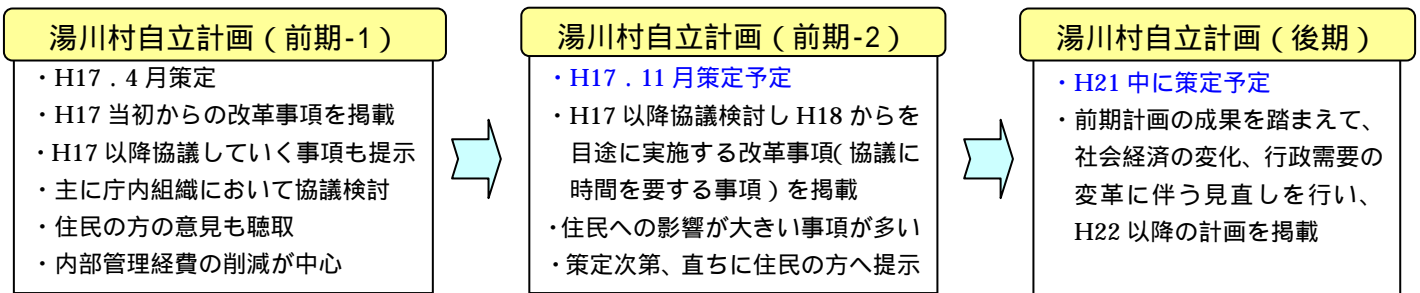
このように、今後、いままでのような考え方でサービス、事業を行っていけば、収支不均衡の赤字団体に陥ることが懸念されます。そのため、収支不均衡を打開するため事務事業や制度、事業等について抜本的に見直すことが必要となります。

地方自治を取り巻く状況は厳しいところであり、村においても例外ではありません。そこで、自立計画策定にあたっては、徹底した内部管理経費の削減や、これまでの固定観念にとらわれない事業や制度及び補助金の見直し、さらに、受益と負担の公平の考えを取り入れることにより、収支バランスの取れた財政基盤を構築し、住民の福祉の向上に努めていくことが重要と考えられます。

# 2 . 具体的な改革の内容

湯川村自立計画は、今後10年間の村の行財政の方向性を明らかにすることを目的とし、前期計画と後期計画に分けて策定しますが、自立を選択した村としては、1日も早く計画を作成し、村民の皆さんに村の方向性をお示ししなければならないと考えています。しかしながら、前述したように、検討項目によっては、時間をかけ、住民の皆さんのご理解とご協力をいただきながら十分に検討しなければならない事項があります。そこで、まず、庁内組織において検討し、平成17年度当初から即座に実施していく事項と、今後継続的にある程度時間をかけながら協議を重ね、住民への周知とご理解を求めた上で実施していくものに分けて考え、今回まとめております。平成17年度当初から実施予定の改革内容については、主に内部管理に関する経費の見直しに重点をおいて考えましたが、平成17年度以降継続して協議予定のものについては、対住民の方々に大きく関わる事項が多くありますので、今後、十分協議検討していきたいと思っております。

## 《計画策定のイメージ》



湯川村自立計画は策定以後も逐一見直しを行っていきます

(1) 平成17年度当初から実施予定のもの

【人件費等の抑制に関すること】

村の歳出における人件費の割合は、前述したように平成15年度決算ベースで歳出全体の25.3%であり、一般財源からの充当も多くを占め、財政に及ぼす影響が極めて大きいものであります。そのため、自立にあたっては、まず、人件費をいかに抑制するかに重点をおき、改革を進めていくこととします。

単位：千円

項 目	職員定員管理					整理番号	1
現 状	条例定数 66人 現在職員数 58人(H17.4.1現在)						
改 革 内 容	・H19までは退職者不補充とします。 ・H20以降も削減する方向で検討することとし、定数については、事務事業の見直しに伴う組織機構の改革の必要性や行政需要に応じて、適宜検討していくこととします。 ・H17から公用車の運転は民間委託とします。						
年度	H17	H18	H19	H20	H21		
効果額	5カ年間の退職予定職員分の効果額( 33,379千円)は、すでに改革前の財政推計で見込んでいたため、H20以降の新規採用職員の不補充分(3,652千円)を効果額として見込みます。						

単位：千円

項 目	職員諸手当					整理番号	2
現 状	【職員手当の種別】 ・税務職員 8,000円/月 ・上下水道職員 4,000円/月 ・伝染病防疫作業職員 500円/出勤した1日付(実績なし) ・保健師 500円/日(実績なし) ・用地交渉員 500円/日(実績なし)						
改 革 内 容	上記の職員手当てについては、H17からすべて廃止します。						
年度	H17	H18	H19	H20	H21		
効果額	612	612	612	612	612	612	

単位：千円

項 目	給料の調整額					整理番号	3
現 状	幼稚園、保育所、会津地方市町村電子計算機管理運営協議会出向の職員(実績なし)に対して、その職務の特殊性を考慮して職員の号給に応じて支給しています。 1級 5,200円 2級 6,700円 3級 8,700円 4級 10,100円 5級 10,500円 6級 11,200円 7級 11,600円 ・幼稚園・保育所職員：上記金額×1(調整数)/月 ・電子計算機管理運営協議会出向職員：上記金額×2(調整数)/月						
改 革 内 容	・幼稚園、保育所の職員については、H17からの調整額を廃止します。 ・会津地方市町村電子計算機管理運営協議会出向の職員については、調整数2を1とします。						
年度	H17	H18	H19	H20	H21		
効果額	1,206	1,206	1,206	1,206	1,206	1,206	

単位：千円

項 目		給料の特別調整額・55歳昇給延伸			整理番号	4
現 状	<ul style="list-style-type: none"> <li>給料の特別調整額(管理職手当)は、管理又は監督する職員(課長等)に対して、給料月額 の8%支給(現在は7.2%に削減)しています。</li> <li>昇給延伸については、現在57才昇給延伸、59才停止としています</li> </ul>					
改 革 内 容	<ul style="list-style-type: none"> <li>管理職特別調整額:8% 4%に削減します。</li> <li>昇給延伸:57才延伸、59歳停止を55才延伸、57歳停止とします。 昇給延伸における効果額については、経過措置等を設けた規則を整備した後に計上すること とします。</li> </ul>					
年度	H17	H18	H19	H20	H21	
効果額	2,545	2,545	2,545	2,545	2,545	

単位：千円

項 目		管理職員特別勤務手当			整理番号	5
現 状	管理又は監督する職員(課長)が週休日または祝日に勤務した場合に、6,000円(勤務時間6時 間以上の場合は9,000円)を支給しています。					
改 革 内 容	H17から制度を廃止します。					
年度	H17	H18	H19	H20	H21	
効果額	15	15	15	15	15	

単位：千円

項 目		職員等の旅費制度			整理番号	6
現 状	職員が出張した際に、旅費に関する条例等の規定により、路程や日程に応じて支給していま す。					
改 革 内 容	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般職、特別職、非常勤特別職の旅費規程を一律とします。</li> <li>日当の支給区分は路程100km未満は不支給、200km未満は定額の1/2、200km超は定額とし ます。(例)福島出張の場合2,200円 1,100円</li> <li>特別職等の日当の額は、2,200円に統一し、宿泊料も一般職員の額に統一します。</li> <li>非常勤特別職の在勤地(村)内の費用弁償は、日額報酬を支給する場合は、支給しないことと します。</li> <li>非常勤特別職以外の者が委員会や審議会等に出席した場合は、謝礼として1,000円支給して します。(現行は1,100円)</li> </ul>					
年度	H17	H18	H19	H20	H21	
効果額	1,211	1,211	1,211	1,211	1,211	

単位：千円

項 目	議員定数				整理番号	7
現 状	議員定数14名(現在議員数14名)					
改 革 内 容	H17.5.3からは定数10名となります。 (4人分の議員報酬等減)					
年度	H17	H18	H19	H20	H21	
効果額	10,774	12,372	12,372	12,372	12,372	

単位：千円

項 目	農業委員会委員定数				整理番号	8
現 状	現在委員定数19名(現在員数17名) 選挙委員12名(現在員数10名) 選任委員 7名(現在員数 7名)					
改 革 内 容	H17.7.20からは、選挙委員定数12名を8名とします。 (4人分の委員報酬等減)					
年度	H17	H18	H19	H20	H21	
効果額	530	796	796	796	796	

単位：千円

項 目	非常勤特別職の報酬				整理番号	9
現 状	非常勤特別職の方が委員会・審議会等に出席した場合、日額報酬として6,800円を支給しています。 (固定資産評価審査委員、学校給食運営委員、介護保険運営協議会委員 etc )					
改 革 内 容	委員会・審議会等が半日に満たない場合は1/2(3,400円)の支給とします。					
年度	H17	H18	H19	H20	H21	
効果額	1,091	1,091	1,091	1,091	1,091	

単位：千円

項 目	社会教育指導員の人員				整理番号	10
現 状	指導員を2名採用し、村の社会教育の振興を図っています。					
改 革 内 容	H17から1名減とし、1名体制で対応していきます。					
年度	H17	H18	H19	H20	H21	
効果額	1,248	1,248	1,248	1,248	1,248	

単位：千円

項目	臨時事務補助員の人員				整理番号	11
現状	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事務・技術補助員は、各課等での臨時的な事務を補助しています。(11名程度)</li> <li>・技能員は、除雪や調理員など、技術を要する臨時職員を必要に応じて雇用しています。</li> <li>・労務員は、除草や除雪準備作業などの労務業務について必要日数を各課等において雇用しています。</li> <li>・幼稚園教諭・保育士臨時職員は、住民課(保育所5名)、教育委員会(幼稚園2名)において、それぞれ雇用しています。</li> </ul>					
改革内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事務・技術補助員は、基本的に2名を総務課で一括して雇用し、短期間の雇用は別途協議し削減に努めていきます。</li> <li>・除雪技能員についてはH17から1名減の8名体制で対応していきます。</li> <li>・保育士臨時職員は11ヶ月雇用対応していますが、通年雇用できる体制に変更します。</li> <li>・その他についても、職員で対応できるものは極力対応することとし、雇用については必要最小限にとどめていきます。</li> </ul>					
年度	H17	H18	H19	H20	H21	
効果額	3,539	3,539	3,539	3,539	3,539	

単位：千円

項目	臨時事務補助員の賃金単価				整理番号	12
現状	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事務・技術補助員 20才未満6,400円 20～29才7,070円 30才以上7,620円</li> <li>・技能員 20才未満6,470円 20～29才7,210円 30才以上7,840円</li> <li>ただし、除雪技能員 勤務年数5年未満 8,460円 5年～9年9,470円 10年以上10,210円</li> <li>・労務員 20才未満6,100円 20～29才6,470円 30才以上7,210円</li> <li>・幼稚園教諭・保育士臨時職員 20～29才7,620円 30才以上8,140円</li> </ul>					
改革内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事務・技術補助員 22才未満6,600円 22才以上7,070円</li> <li>・技能員 一律7,210円</li> <li>ただし、除雪技能 5年未満8,740円 5年以上9,970円</li> <li>・労務員 一律6,700円</li> <li>・幼稚園教諭・保育士臨時職員 22才未満 6,820円 22才以上7,340円</li> </ul>					
年度	H17	H18	H19	H20	H21	
効果額	2,409	2,409	2,409	2,409	2,409	

単位：千円

項目	学校週5日制対応事業				整理番号	13
現状	学校週5日制対応事業の5つの教室や家庭教育支援事業などを実施した場合に、指導者に謝礼として1,000円/回支払いしています。					
改革内容	指導者謝礼を廃止し、ボランティア化(無料)とします。					
年度	H17	H18	H19	H20	H21	
効果額	173	173	173	173	173	

【補助費等の抑制に関すること】

補助費については、これまで住民ニーズや公益性を考慮し支出してきましたが、社会情勢の変化、行政の関与のあり方等を精査し、平成17年度においては下記の補助金について廃止していきます。

単位：千円

項 目	老人クラブ補助金				整理番号	14
現 状	老人クラブ連合会及び単位老人クラブの活動に対して補助しています。 ・老人クラブ連合会補助金 682,000円 ・単位老人クラブ補助金 646,100円					
改 革 内 容	単位老人クラブの補助金について、会費徴収会員と補助対象人員との整合性をとっていきます。 ( 100,500円)					
年度	H17	H18	H19	H20	H21	
効果額	101	101	101	101	101	

単位：千円

項 目	後継者対策委員会補助金				整理番号	15
現 状	村の後継者対策の一環として、後継者対策協議会に対して活動の補助しています。 後継者対策事業補助金 600,000円					
改 革 内 容	補助金を減額します。 200,000円					
年度	H17	H18	H19	H20	H21	
効果額	200	200	200	200	200	

単位：千円

項 目	地域水田農業ビジョン特別奨励補助金				整理番号	16
現 状	生産調整の面積に応じて補助金を支給しています。 ・H16予算額 16,089,000円					
改 革 内 容	地域間調整の面積増加を図りながら、全体としての助成額を抑制していきます。					
年度	H17	H18	H19	H20	H21	
効果額	5,539	5,539	5,539	5,539	5,539	

単位：千円

項 目	ふるさとおこし事業補助金				整理番号	17
現 状	各種イベント等でのふるさと産品販売活動において、村おこし連絡協議会に対して助成しています。 H16補助金 1,000,000円					
改 革 内 容	助成金を減額します。 300,000円					
年度	H17	H18	H19	H20	H21	
効果額	300	300	300	300	300	

単位：千円

項 目	有害鳥獣駆除事業補助金				整理番号	18
現 状	有害鳥獣駆除事業に対して補助しています。 H16補助金 160,000円					
改革内容	補助金を減額します。 60,000円					
年度	H17	H18	H19	H20	H21	
効果額	60	60	60	60	60	

単位：千円

項 目	交通安全関係団体への補助金				整理番号	19
現 状	交通安全協会湯川分会補助金 H16補助金 200,000円 交通安全母の会補助金 H16補助金 100,000円					
改革内容	補助金を減額します。 100,000円 50,000円					
年度	H17	H18	H19	H20	H21	
効果額	150	150	150	150	150	

【その他に関すること】

その他、平成17年度においては下記の事項について改革していきます。

単位：千円

項 目	学校グラウンド整備資材の購入				整理番号	20
現 状	湯川中学校校庭へ雑草抑制剤を散布している。					
改革内容	今後、学校と協議しながら、学校、PTAの愛校作業で対応するよう検討していきます。					
年度	H17	H18	H19	H20	H21	
効果額	643	643	643	643	643	

単位：千円

項 目	集会所借上料				整理番号	21
現 状	座談会等で集落公民館を借用する際に1,000円お支払いしている。					
改革内容	H17から廃止します。 (減免制度を設けていただくようお願いしていきます)					
年度	H17	H18	H19	H20	H21	
効果額	116	116	116	116	116	

単位：千円

項 目	生きがいデイサービス事業				整理番号	22
現 状	・現在、エルムホームを使用した方の個人負担は700円である。 ・H16から、村が負担する委託料が4,000円から6,000円に変更となった。 (現在の利用者は1名のみ)					
改 革 内 容	個人負担を700円から1,000円に引き上げます。					
年度	H17	H18	H19	H20	H21	
効果額	1	1	1	1	1	

## (2) 改革後の財政推計

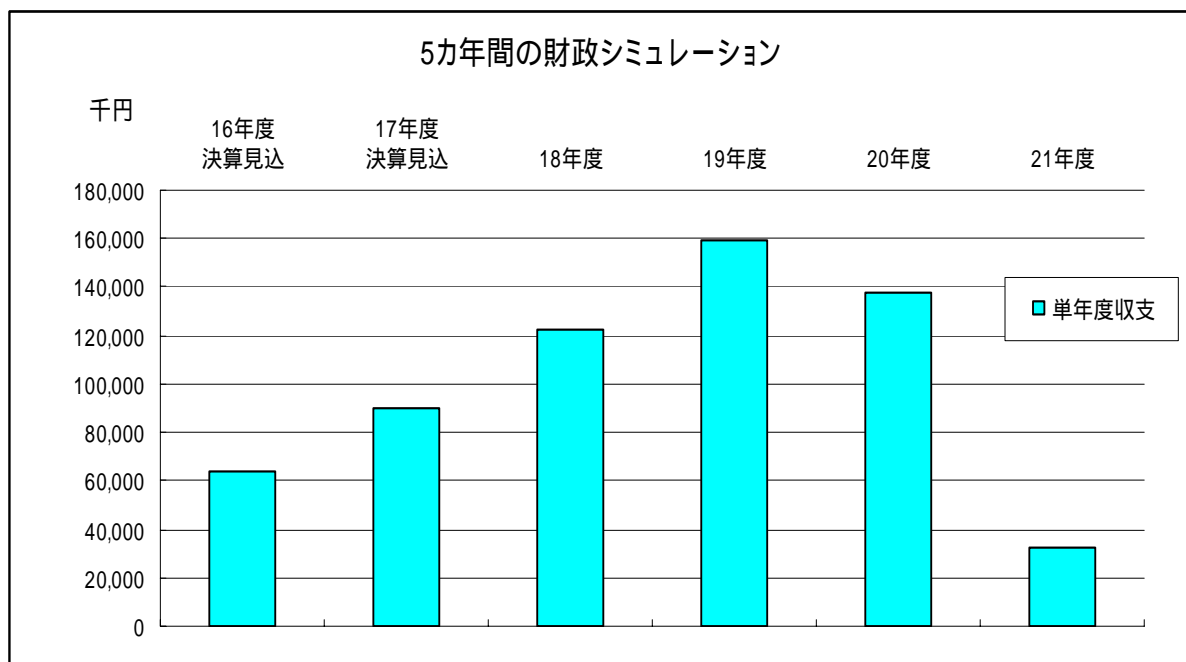
以上の改革（平成17年度当初から実施予定のもの）を実施した場合の財政推計をお示しします。

前提条件は、9ページと同様とします。

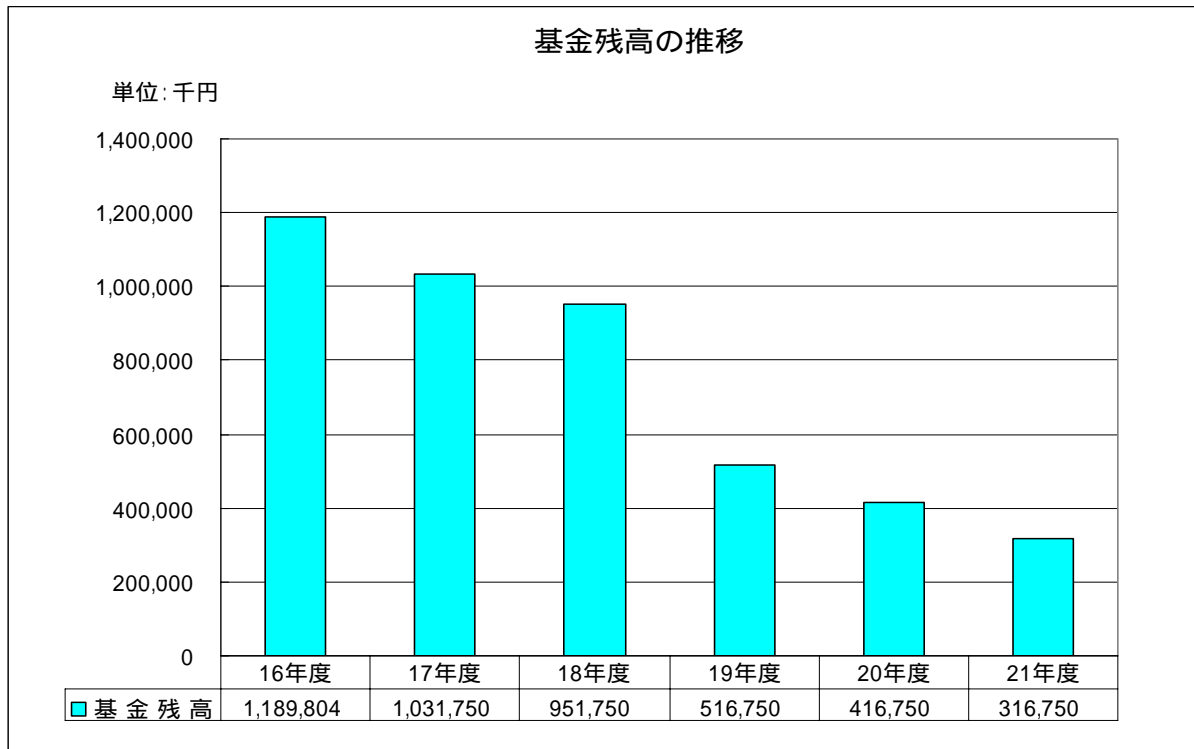
### 【改革を実施した場合の財政シミュレーション】

（単位：千円）

項目	16年度 決算見込	17年度 決算見込	18年度	19年度	20年度	21年度	
歳入	村税	260,004	252,983	256,213	260,113	260,113	260,113
	地方譲与税・その他	82,545	86,341	86,921	87,626	88,463	88,463
	地方交付税	1,020,856	986,202	986,202	954,816	927,863	901,719
	国・県支出金	191,656	89,127	106,526	128,842	95,264	167,391
	繰入金	223,892	190,000	100,000	450,000	100,000	100,000
	村債	480,200	126,200	86,500	71,700	284,500	419,200
	諸収入・その他	200,993	117,186	143,093	175,954	212,783	190,553
	歳入合計	2,460,146	1,848,039	1,765,455	2,129,051	1,968,986	2,127,439
歳出	人件費	513,992	471,402	464,493	466,460	458,903	464,514
	物件費	266,528	270,215	270,486	269,943	270,756	272,385
	扶助費	61,667	66,656	67,856	69,077	70,321	71,586
	補助費	218,139	196,728	195,713	194,702	193,697	192,697
	公債費	346,644	301,679	281,707	272,480	301,121	298,918
	投資的経費	592,540	144,711	117,703	452,205	308,934	562,722
	繰出金・その他	396,745	306,850	244,838	244,694	227,998	232,584
	歳出合計	2,396,255	1,758,241	1,642,796	1,969,561	1,831,730	2,095,406
単年度収支	63,891	89,798	122,659	159,490	137,256	32,033	



## 【基金残高の推移】



### (3) 改革後の財政推計のまとめ

改革を実施した場合、各年度の単年度収支は黒字となり、その分を翌年度の歳入（繰越金）とすることができますが、平成21年度には繰越金額が大幅に減少します。

また、基金残高については、改革前と同様に平成16年度のおおよそ4分の1程度に減ってしまい、改革を実施した場合でも、その後の行財政運営が依然厳しい状況にあることに違いありません。

したがって、計画に掲げられた事項は断行することはもとより、今後もさらに改革できる事項を協議・検討し、村民と職員が一丸となって行財政の改革・改善に取り組んでいく必要があります。

(4) 平成17年度以降継続して協議予定のもの

湯川村自立計画において、住民負担やサービスに大きく影響してくる事項、また、協議に時間を要するものについては、17年度以降継続して協議し、平成18年度からの実施を目的とし、自立に向けては何かが必要かについて見極めながら見直しをしていくこととします。

【行政改革に関する事項】

項目	行政組織・機構の改善	整理番号	1																																																																									
現 状	昨年4月から、行政機構改革による課の統廃合により、これまで村長部局7課制から5課体制とし、組織のスリム化を図ったところです。																																																																											
改 革 内 容	<p>今後も、住民ニーズに迅速に対応するためには、どのような組織が望ましいか継続して協議していきます。その際、第4次湯川村行政改革大綱との整合性を図りながら、行政特有の縦割り行政にこだわることなく、職員間の横の連携を密に取り合えるよう配慮し、担当者不在の際もサービス低下にならないような体制を基本としながら検討していきます。</p> <p>また、幼稚園と保育所の職員人事交流についても継続して対応していきます。</p> <p>なお、H17.4月からは、助役が収入役事務を兼掌することとなりました。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>管理職</th> <th>係員</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総務課</td> <td rowspan="2">1</td> <td>5</td> <td rowspan="2">9</td> </tr> <tr> <td>財政係</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>税務課</td> <td>1</td> <td>4</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">住民課</td> <td rowspan="3">1</td> <td>5</td> <td rowspan="3">17</td> </tr> <tr> <td>保健係</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>保育所</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>産業課</td> <td>1</td> <td>3</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">建設課</td> <td rowspan="2">1</td> <td>2</td> <td rowspan="2">7</td> </tr> <tr> <td>上下水道係</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>出納室</td> <td></td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">教育委員会</td> <td rowspan="4">教育長</td> <td>学校教育係</td> <td>1</td> <td>1</td> <td rowspan="2">3</td> </tr> <tr> <td>社会教育係</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>学校給食共同調理場</td> <td>1</td> <td>3</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>公民館</td> <td>(1)</td> <td>2</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">農業委員会</td> <td rowspan="2">農業委員会事務局</td> <td>幼稚園</td> <td></td> <td>4</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>総務係</td> <td>(1)</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">議会</td> <td rowspan="2">議会事務局</td> <td></td> <td>1</td> <td>0</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">( )は兼務者      合計 58人</p>				管理職	係員	計	総務課	1	5	9	財政係	3	税務課	1	4	5	住民課	1	5	17	保健係	5	保育所	6	産業課	1	3	4	建設課	1	2	7	上下水道係	4	出納室		1	1	教育委員会	教育長	学校教育係	1	1	3	社会教育係	1	1	学校給食共同調理場	1	3	4	公民館	(1)	2	2	農業委員会	農業委員会事務局	幼稚園		4	4	総務係	(1)	1	1	議会	議会事務局		1	0	1				
	管理職	係員	計																																																																									
総務課	1	5	9																																																																									
財政係		3																																																																										
税務課	1	4	5																																																																									
住民課	1	5	17																																																																									
		保健係		5																																																																								
		保育所		6																																																																								
産業課	1	3	4																																																																									
建設課	1	2	7																																																																									
		上下水道係		4																																																																								
出納室		1	1																																																																									
教育委員会	教育長	学校教育係	1	1	3																																																																							
		社会教育係	1	1																																																																								
		学校給食共同調理場	1	3	4																																																																							
		公民館	(1)	2	2																																																																							
農業委員会	農業委員会事務局	幼稚園		4	4																																																																							
		総務係	(1)	1	1																																																																							
議会	議会事務局		1	0	1																																																																							

項目	予算編成システム	整理番号	2
現 状	各課等でそれぞれ予算見積書を策定し、査定で見直す方法をとっています。		
検 討 内 容	平成18年度から、予算編成システムを改革し、各課等への予算配分額を決め、総枠の中で予算を編成する総枠配分方式を導入するよう検討していきます。		

項目	湯川村地域防災計画書の見直し	整理番号	3
現 状	現在の地域防災計画書は、現状と整合性が取れていない部分があり、見直しをする必要があります。		
検 討 内 容	災害時の避難場所の明確化、危機管理体制の確立、有事の際のライフラインの確保など総合的な見地に立って見直しを行うこととします。なお、平成17年12月を目的に策定していきます。		

項 目	幼稚園の預かり保育と児童クラブ	整理番号	4
現 状	平成16年度から幼稚園において、午後2時から午後6時までの間、預かり保育を実施していません。 また、放課後児童クラブは、小学校3年生までを対象に、午後6時までコースピアゆがわで児童をお預かりしています。		
検討内容	それぞれ別々に実施されている預かり保育と児童クラブについて、一体的な実施が可能か検討していきます。		

項 目	郵便物の職員直接配付	整理番号	5
現 状	事務担当者が各種団体の方々に対して郵便物を配付しています。		
検討内容	職員それぞれの担当地区を決め、各種団体等への郵便物を、その職員が直接配付するような体制を検討していきます。		

項 目	建設関係の簡単な労務	整理番号	6
現 状	簡易な建設関係労務(道路維持補修等)は職員で対応しています。		
検討内容	今後も職員が対応できるものは職員で行い、経費節減に努めていきます。		

項 目	例規集の電子化	整理番号	7
現 状	例規集は改正がある度に追録加除を行っています。		
検討内容	今後は住民への情報提供と経費節減という観点から、電子化し、ホームページ等で容易に閲覧できるような対応を検討していきます。		

項 目	エコオフィスの推奨	整理番号	8
現 状	コピー用紙の再利用や休憩時の節電、フラットファイルの再利用を励行しています		
検討内容	今後も環境に配慮した職場づくりについて全庁的な取り組みを検討していきます。		

項 目	産業文化祭の開催	整理番号	9
現 状	毎年11月上旬に役場と農協、商工会等が合同で開催しています。		
検討内容	人が集まるような企画立案や他の行事との同時開催について検討していきます。		

項 目	水道水の安定供給	整理番号	10
現 状	村水源ポンプ場より各世帯等へ給水しています。		
検討内容	水道水の安定供給をより一層図るためにはどのような方法がよいか今後十分検討し、対応していきます。		

項 目	その他事務事業全般の見直し	整理番号	11
現 状	各課等でそれぞれの目的に沿った事務事業を実施しています。		
検討内容	所期の目的を達成したものはないか(行政関与の必要性)、効果が薄れているものはないか(費用対効果)、他の事業で対応できないか(事業の統廃合)などについて、抜本的な見直しを図っていきます。		

【人件費の抑制に関する事項】

項 目	人件費の抑制	整理番号	12
現 状	条例・規則等に沿って支給しています。		
検討内容	前期-1に掲げられた事項にとどまることなく、今後も様々な分野に眼を向けさらに削減できるものはないか、常に問題意識をもちながら協議・検討していきます。		

【物件費の抑制に関する事項】

項 目	庁舎内外の清掃業務委託事業	整理番号	13
現 状	現在、庁舎や周辺施設、各学校などの清掃業務は湯川村振興組合に委託し、8名体制で実施しています。		
検討内容	今後は職員などで対応できるものは職員で実施することを基本とし、少人数でも対応できるような体制について検討していきます。		

項 目	集落内除雪路線の委託事業	整理番号	14
現 状	集落協力除雪路線について、行政区に除雪を委託しています。		
検討内容	延長に見合った支出方法について検討していきます。		

【扶助費の抑制に関する事項】

項 目	健康づくり事業	整理番号	15
現 状	保健センターと医療費担当者との連携を図りながら、事業を実施しています。		
検討内容	今後も、保健師と医療事務担当者の連絡、連携を密にするような体制をさらに協議・検討し、より充実した健康づくり事業を実施していくよう検討していきます。		

項 目	在宅老人介護手当	整理番号	16
現 状	老人を介護している世帯に年1回の介護手当として15万円支給しています。		
検討内容	今後はそのあり方について検討していきます。		

項 目	介護保険事業	整理番号	17
現 状	第3期湯川村高齢者保健福祉計画兼第2期湯川村介護保険事業計画に沿って事業を行っています。		
検討内容	平成18年度からの第3期湯川村介護保険計画策定段階において、介護保険料や介護保険利用者助成事業について今後検討していきます。		

項 目	その他の福祉事業	整理番号	18
現 状	住民福祉のための各種事業を行っています。		
検討内容	その他の福祉関連の事業についても今後さらに充実するよう継続して協議・検討していきます。		

【報償費の抑制に関する事項】

項 目	湯川村媒酌人報奨金支給事業	整理番号	19
現 状	村内居住の後継者の配偶者を確保した媒酌人に対して、1組につき50,000円を謝礼として支給しています。		
検討内容	今後あり方について協議・検討していきます。		

【普通建設事業費の抑制に関する事項】

項 目	庁舎建設事業	整理番号	20
現 状	昭和34年に建築し、老朽化が激しく、災害時の拠点としての機能を十分有しているとはいえない状態であります。		
検 討 内 容	第4次湯川村振興計画策定の段階で、建設委員会などを設け、民意を反映させながら建設について検討していきます。		

項 目	道の駅整備事業	整理番号	21
現 状	本村西側の玄関口である県道会津坂下・河東線沿いにドライバーの安全と自転車道利用者の休憩所、情報発信、地元物産のPRを兼ね備えた道の駅建設を思案中であります。		
検 討 内 容	庁舎建設と同様に、第4次湯川村振興計画策定の段階で、建設委員会などを設け、民意を反映させながら建設について検討していきます。		

項 目	農道整備事業	整理番号	22
現 状	農村総合整備(モデル)事業が昨年度完了したことから、概ねの農道整備については完了しています。		
検 討 内 容	集落要望や農道整備の実態等を踏まえる必要はありますが、当面は整備を凍結する方向で検討していきます。		

【補助費の抑制に関する事項】

項 目	補助費の抑制	整理番号	23
現 状	公益性があると考える事業、団体について補助しています。		
検 討 内 容	<p>今後は次の視点にたつて補助金のあり方を検討していきます。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 所期の目的を達成し、行政関与の必要性が薄れている補助金はないか。</li> <li>・ 費用に見合った効果が得られているか。</li> <li>・ 他の補助事業と統合できないか。</li> <li>・ 補助額の上限がない事業はないか。</li> <li>・ 形骸化され目的が不明確になっている補助金はないか。</li> <li>・ 少額すぎる助成はそこまで行政が支援する必要があるのか。</li> <li>・ 民間委託はできないか。</li> </ul> </div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>《見直しの対象とする主な補助費等》</p> <p>湯川村放送施設設置補助金/湯川村街路灯設置及び維持管理費負担補助/湯川村商工業振興事業補助金/湯川村地域活性化事業補助金(ふるさとおこし推進協議会補助・海外研修事業実行委員会補助金・後継者対策協議会補助金・海外友好協議会補助金・その他村長特認団体補助金)/教職員福利厚生事業補助金/学校給食用自主流通米等購入補助金/湯川村文化・体育振興基金事業補助金/湯川村福祉増進事業補助金/湯川村児童遊び場整備費補助金/湯川村ゲートボール場整備費補助金/湯川村農業構造改善事業補助金/湯川村駐車場整備事業補助金/湯川村介護保険利用者負担額軽減措置事業(再掲)/湯川村道路愛護交付金/湯川村排水設備設置工事助成 etc</p> </div>		

【自主財源の確保に関する事項】

項 目	使用料・手数料の適正化に関する事項	整理番号	24
現 状	条例・規則等により使用料、手数料を徴収しています。		
検 討 内 容	<p>収支不均衡を打破するためには、削減だけではなく新たな財源を生み出す努力も必要となり、長年にわたり見直しがなされていない使用料、手数料等については、この機会に見直しを図っていきます。また、現在、減免措置を行っている公共施設利用などについても、料金の見直しとともに、減免措置の見直しについて協議・検討していきます。</p> <p>《見直しの対象とする主な使用料・手数料等》            幼稚園授業料/保育所保育料/上下水道料金（下水料金：当面は加入率向上に重点をおきます）/児童クラブ料金/コミセン使用料/村営住宅使用料/住民票・印鑑証明手数料/督促・延滞手数料/湯川村公民館使用料/コースピアゆがわ使用料/湯川村体育館使用料/湯川村野球場及び運動広場使用料/湯川村テニスコート使用料etc</p>		

項 目	村税等の徴収体制	整理番号	25
現 状	税務課職員で徴収にあたっています。		
検 討 内 容	今後は自主財源をさらに確保していくため、徴収体制のあり方について検討していきます。		

【産業の振興に関する事項】

項 目	農業の振興	整理番号	26
現 状	村の農業振興のための各種事業を実施しています。		
検 討 内 容	<p>本村の農業は米作が中心であり、売れる米づくりと品質の保持・向上、安全で安心な農産物生産に着眼点を置かなければならず、そのための施策が必要となります。各種宣伝や各種イベントで会津湯川米をPRしていくことはもちろんのこと、農業は生命を育む産業であるとの認識を再確認し、生産コスト削減にも積極的に取り組めます。</p> <p>さらに、高齢化や後継者不足による農業構造の脆弱化が進む中で、今後の農業のあり方について集落単位で話し合いを行い、それぞれの立場の農家が参加し、みんなの知恵と力を合わせ、いきいきとした活力ある集落営農体制を構築し、担い手の育成に行政として意欲的に関わっていきます。</p> <p>また、地産地消の推進のため、学校給食や保育所給食へ地元農産物を今後も積極的に使用するよう取り組んでいきます。</p>		

項 目	商工業の振興	整理番号	27
現 状	村の商工業振興のための各種事業を実施しています。		
検 討 内 容	<p>消費者ニーズの多様化等により、地域商業は新たな対応が求められています。このため、商工会、農協と連携を密にし、人材育成や地場製品の開発と合わせ、情報発信・販路網の開拓に努め、商業の活性化に努めます。</p> <p>また、民間力による一定地域の開発、企業進出を支援し、雇用や税収の確保と定住人口の増加により、村の活性化を図っていきます。</p>		

【その他】

項 目	民間委託	整理番号	28
検 討 内 容	<p>今後は、「民間に委ねることのできるものは、できるだけ民間に」という観点から、行政分野で民間活力の活用を推進していきます。具体的には第4次湯川村振興計画策定の段階で協議・検討していきます。</p>		
項 目	幼稚園の統合	整理番号	29
検 討 内 容	<p>少子化が進行している中、今後両幼稚園がどうあるべきか検討していきます。具体的には第4次湯川村振興計画策定の段階で民意を反映させながら協議・検討していきます。</p>		
項 目	小学校の統合	整理番号	30
検 討 内 容	<p>幼稚園と同様に、両小学校のあり方について検討していきます。具体的には第4次湯川村振興計画策定の段階で民意を反映させながら協議・検討していきます。</p>		

以上、平成18年度以降を目途に実施していく事項をあげましたが、ここに掲げられたことにとどまることなく、常に問題意識を持ちながら行政サービスの見直しを行い、政策目標に応じた資源配分のあり方など、行財政システムそのものの改革にまで踏み込んでいくことが求められます。

今後も住民福祉の向上と行財政基盤の確立のため、村民と職員が一丸となって改革、改善に取り組むことが必要とされます。

・今後のむらづくりの方向性

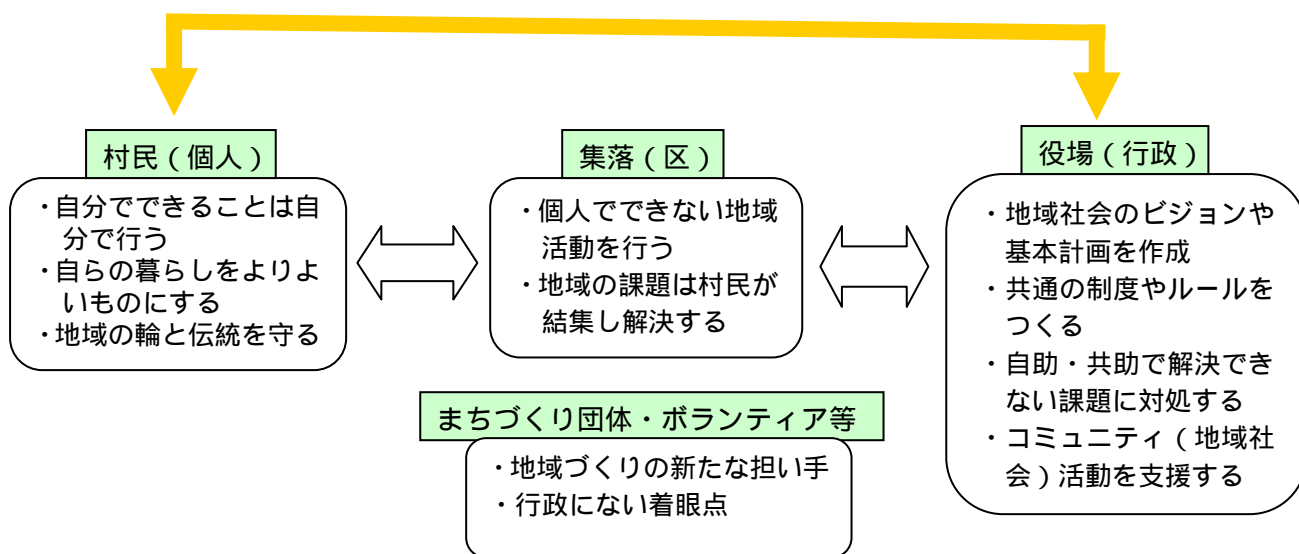
## 1. 村民との協働

来年度の4月から村の最上位計画となる第4次湯川村振興計画を17年12月を目途に策定していきます。その中で「村民との協働」を基本としながら村民自らがむらづくりに参画し、行政と一緒に計画を策定していく予定です。

これまでのむらづくりは、どちらかというと行政が主体となって計画を作ってきましたが、これからは、事業策定や事務事業の実施については、行政需要が多様化する中で住民の自主的な行動のもと住民と行政がよきパートナーとして連携していくことが重要です。

「むらづくりは役場まかせ」「村のことはよく知らない」「行政が知らないうちにやってしまった」「議員さんに任せておけばいい」では、村(地域)が自立していくことは不可能です。住民自治を考えるとますます住民(地域)の果たす割合は大きくなります。これからは共通の目的(情報)をお互いに共有し、住民参加を主体とした「協働」のむらづくりを進め、新たな村を切り拓き、未来へのステップを踏み出していくことが重要です。

～協働のむらづくりイメージ図～



## 2. 住民への情報公開

住民と行政とが協働でむらづくりをしていくためには共通の情報や認識をもつことが当然必要となります。村として行財政状況などについての説明責任を果たすなど、住民や職員が正しく現状を認識し、評価し、判断できるよう、適切な情報をわかりやすく伝えて共有していくことが重要です。村としては、今後も、広報誌やホームページなどのメディアを通して情報を発信していくとともに、村民の方々との「対話」を大切にしながら、情報の提供、公開に努めていきます。

### 3 . 自立計画の見直し

湯川村自立計画はこれで完成したわけではありません。今後も残された行政課題や社会経済情勢の変化に目を配りながら、迅速に対応し、逐一見直しを行っていきます。

#### おわりに

国においては、昨年、新合併特例法を制定し、交付税の算定替特例などを残し、今後も市町村合併を推進していくことが予想され、県においても、合併協議会設置の勧告制度が与えられました。このような背景の中で、合併については、国や県、さらに周辺市町村の動向を見極め、住民の意向を確認しながら、判断していくこととします。

今、湯川村は、先般開催した集落座談会での住民の皆さんの意見等をいただきながら「湯川村自立計画(前期 1)」を策定し、自立に向けた第一歩を踏み出しました。しかしながら、財政力の小さい自治体が自立していくためには相当の覚悟が必要であり、決して楽な道ではありません。村としては将来の合併を見据え、その時まで自立した足腰の強い行財政基盤を築き上げ、住民サービスを維持・向上させていくことこそが、村民の幸せにつながると確信しております。

今回まとめた「湯川村自立計画前期-1」には、様々な内容が盛り込まれていますが、プランの内容すべてを行政が自ら行うということではなく、住民の皆さんのご協力をいただきながら、村に住む一人ひとりが、「村に住んでよかった」「これからも住み続けたい」と感じられる、誇りの持てるむらづくりを村民が一丸となって進めていくための指針として策定したものであります。

自立を機会として、各地域(集落)で「自分たちの地域を何とか活性化しよう」という思いのもとに、自ら知恵を出し、汗をかく取り組みがこれからは求められます。この計画を基に議論を深める中で、魅力あるむらづくりのためには何が必要で、そのためにそれぞれで何が出来るのかを考え、実行に移すことが、最終的に村全体が「元気を出す」ことに結びついていくものであると信じてやみません。村民と行政とがともに手と手を携え合い、本当の自立に向けて一步一步歩んでいきたいと思えます。

# 参 考 資 料

～ 湯川村自立計画(前期 1)策定に係る経過資料等～

## 湯川村自立計画策定要綱

### (計画の策定)

第1条 湯川村自立計画(以下「自立計画」という。)の策定は、この要綱の定めるところにより行うものとする。

### (目的)

第2条 この要綱は、現在の地方行財政を取り巻く厳しい社会経済情勢の中、地方分権の時代に対応できる基礎的自治体を構築していくための自立したむらづくり計画を策定していくにあたり、必要な事項を定めることを目的とする。

### (計画の期間)

第3条 計画策定の年次は、次の各号の定めるところによる。

#### (1) 計画の期間

計画の期間は、平成17年度を初年度とした10年間とし、前期計画(平成17年度～平成21年度)と後期計画(平成22年度～平成26年度)にわけて策定するものとする。

#### (2) 基準年次

計画の策定に使用する基礎資料は最新のものとする。ただし、国勢調査に関する資料は昭和60年、平成2年、7年、12年の資料とする。

### (計画策定の基本方針)

第4条 この要綱による計画策定の基本方針は、次のとおりとする。

本計画は、第三次湯川村振興計画のこれまでの成果を踏まえながら、過疎地域自立促進計画(後期)や湯川村財政計画との整合性を鑑み、合併を選択せず単独のむらづくりを目指す湯川村として現状を見据え、将来どのように地域が自立していくかの未来像についての指針を示すことを基本とする。

### (計画策定の進め方)

第5条 計画は、各行政分野に広くしかも有機的に関連し、かつ関係部門の一元性のある計画であることが必要とされることから、総務課が事務局となり、庁内各課等が一致協力して策定にあたるものとする。

2 計画は、要綱で別に定める湯川村自立計画策定委員会(以下「委員会」という。)での審議を経て、村長が策定する。

3 計画の策定にあたっては、関係機関、団体等との連絡調整を保ちながら策定するものとし、村民の意見や提案を積極的に取り入れ、反映させるよう努めるものとする。

4 委員会において調整された計画案は、総務課で取りまとめ、村長へ提出するものとし、村長は議会へ報告するものとする。

### (計画策定に必要な事項)

第6条 この要綱に定めるもののほか、計画策定に必要な事項は助役が定める。

### 附 則

この要綱は、平成17年1月4日から施行する。

## 湯川村自立計画策定委員会設置要綱

### (設置)

第1条 湯川村自立計画(以下「計画」という。)を策定するために、自立計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

### (所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 計画案の検討及び決定に関すること。
- (2) 計画策定に係る総合調整に関すること。
- (3) その他計画策定に必要な事項に関すること。

### (組織)

第3条 委員会は、助役、教育長及び各課等の長により組織し、別表1に掲げる者をもって構成する。

- 2 委員会には委員長を置き、委員長は助役をもって充てる。
- 3 委員長は、会務を総理する。
- 4 委員長に事故あるときは、教育長がその職務を代理する。

### (任期)

第4条 委員の任期は、計画策定業務終了までとする。

### (会議)

第5条 委員会の会議は必要に応じて委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

### (幹事会)

第6条 委員会に計画策定委員会幹事会(以下「幹事会」という。)を置く。

- 2 幹事会は、総務課長、主幹、係長及び係員により組織し、別表1に掲げる者をもって構成する。
- 3 幹事会の所掌事務は、次のとおりとする。
  - (1) 委員会に付議する計画案の作成に関すること。
  - (2) 計画策定に必要な資料の提出に関すること。
  - (3) その他計画策定に必要な事項に関すること。
- 4 幹事会には幹事長を置き、幹事長は総務課長をもって充てる。
- 5 幹事会の会議は必要に応じ幹事長が招集し、幹事長が会議の議長となる。
- 6 幹事長に事故あるときは、総務係長がその職務を代理する。

### (事務局)

第7条 委員会の事務局を総務課内に置く。

- 2 事務局内には、委員長の指名する事務局長、計画策定主任及び書記を置く。

### (補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

### 附 則

この要綱は、平成17年1月4日から施行する。

## 湯川村自立計画（前期-1）策定に係る経過

期 日	内 容
平成 16 年 11 月 4 日～9 日	自立に向けた村長と職員との話し合い 全職員を対象とし、各課ごとに自立について村長と意見を交換。
平成 16 年 11 月 15・19 日	自立に向けた村長と各種団体との懇談会 湯川村老人クラブ連合会、湯川村婦人会、会津みどり農協青年連盟湯川支部、会津みどり農協女性部湯川支部、湯川村商工会との懇談会。
平成 16 年 11 月 22 日～29 日	自立に向けた各課等の職場での討論会 各課等で自立に向けた話し合いを行う。
平成 16 年 11 月 30 日	自立に向けた調査検討（第 1 号） 調査検討事項について職員に検討依頼
平成 16 年 12 月 9 日	自立に向けた調査検討（第 1 号）への協議結果報告
平成 16 年 12 月 22 日	自立に向けた調査検討（第 2 号） 各懇談会での意見等について、担当課職員へ調査検討依頼
平成 16 年 12 月 22 日	湯川村自立計画策定要綱・湯川村自立計画策定委員会設置要綱発議
平成 17 年 1 月 4 日	湯川村自立計画策定要綱・湯川村自立計画策定委員会設置要綱施行 同 告示
平成 17 年 1 月 7 日	自立に向けた調査検討（第 2 号）への協議結果報告
平成 17 年 1 月 14 日	第 1 回湯川村自立計画策定委員会幹事会 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自立計画策定要綱及び自立計画策定委員会設置要綱について</li> <li>・ 自立計画策定のスケジュール及び日程について</li> <li>・ 財政シミュレーションについて</li> <li>・ 自立に向けた調査検討課題について</li> <li>・ 条例・規則・要綱等の検討について</li> </ul>

期 日	内 容
平成 17 年 1 月 14 日	第 1 回湯川村自立計画策定委員会 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自立計画策定要綱及び自立計画策定委員会設置要綱について</li> <li>・ 自立計画策定のスケジュール及び日程について</li> <li>・ 財政シミュレーションについて</li> <li>・ 自立に向けた調査検討課題について</li> <li>・ 条例・規則・要綱等の検討について</li> </ul>
平成 17 年 1 月 26 日	第 2 回湯川村自立計画策定委員会幹事会 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 財政シミュレーションについて</li> <li>・ 自立に向けた調査検討課題について</li> <li>・ 条例・規則・要綱等の検討について</li> </ul>
平成 17 年 1 月 27 日	第 2 回湯川村自立計画策定委員会 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 財政シミュレーションについて</li> <li>・ 自立に向けた調査検討課題について</li> <li>・ 条例・規則・要綱等の検討について</li> </ul>
平成 17 年 2 月 1 日～2 日	第 3 回湯川村自立計画策定委員会 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自立に向けた調査検討課題について</li> <li>・ 条例・規則・要綱等の検討について</li> </ul>
平成 17 年 2 月 3 日	第 3 回湯川村自立計画策定委員会幹事会 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自立に向けた調査検討課題及び条例・規則・要綱等の検討について</li> </ul>
平成 17 年 2 月 7 日	第 4 回湯川村自立計画策定委員会 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自立に向けた調査検討課題及び条例・規則・要綱等の検討について</li> </ul>
平成 17 年 2 月 10 日	集落座談会開催通知を区長へ発送
平成 17 年 2 月 14 日	第 4 回湯川村自立計画策定委員会幹事会 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 湯川村自立計画（前期- 1 ）素案について</li> </ul>
平成 17 年 2 月 15 日	第 5 回湯川村自立計画策定委員会 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 湯川村自立計画（前期- 1 ）素案について</li> </ul>
平成 17 年 2 月 16 日	湯川村自立計画（前期- 1 ）素案を村長へ報告

期 日	内 容
平成 17 年 2 月 21 日 ~ 24 日	湯川村自立計画（前期-1）素案策定にかかる集落座談会
平成 17 年 3 月 4 日	第 6 回湯川村自立計画策定委員会及び第 5 回湯川村自立計画策定委員会幹事会（合同会議） ・湯川村自立計画（前期-1）素案策定に係る集落座談会結果報告について
平成 17 年 3 月 7 日	議会への集落座談会結果報告
平成 17 年 3 月 22 日	村長との意見交換会（浜崎地区）
平成 17 年 3 月 24 日	村長との意見交換会（勝常地区）
平成 17 年 4 月 8 日	第 7 回湯川村自立計画策定委員会及び第 6 回湯川村自立計画策定委員会幹事会（合同会議） ・湯川村自立計画（前期-1）の決定について